

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 能勢町との水道事業の統合に伴い、能勢町で令和6年4月1日前になされた行為を企業団の規程に基づいてなされた行為とみなすため、経過措置を定めます。
- 2 能勢町で定める様式により作成した用紙は、当分の間、企業団の規程で定める様式により作成した用紙として使用することができることとします。
- 3 この規程は、令和6年4月1日から施行します。